新教育領域の追加方法（施行規則第７条第４項関係）

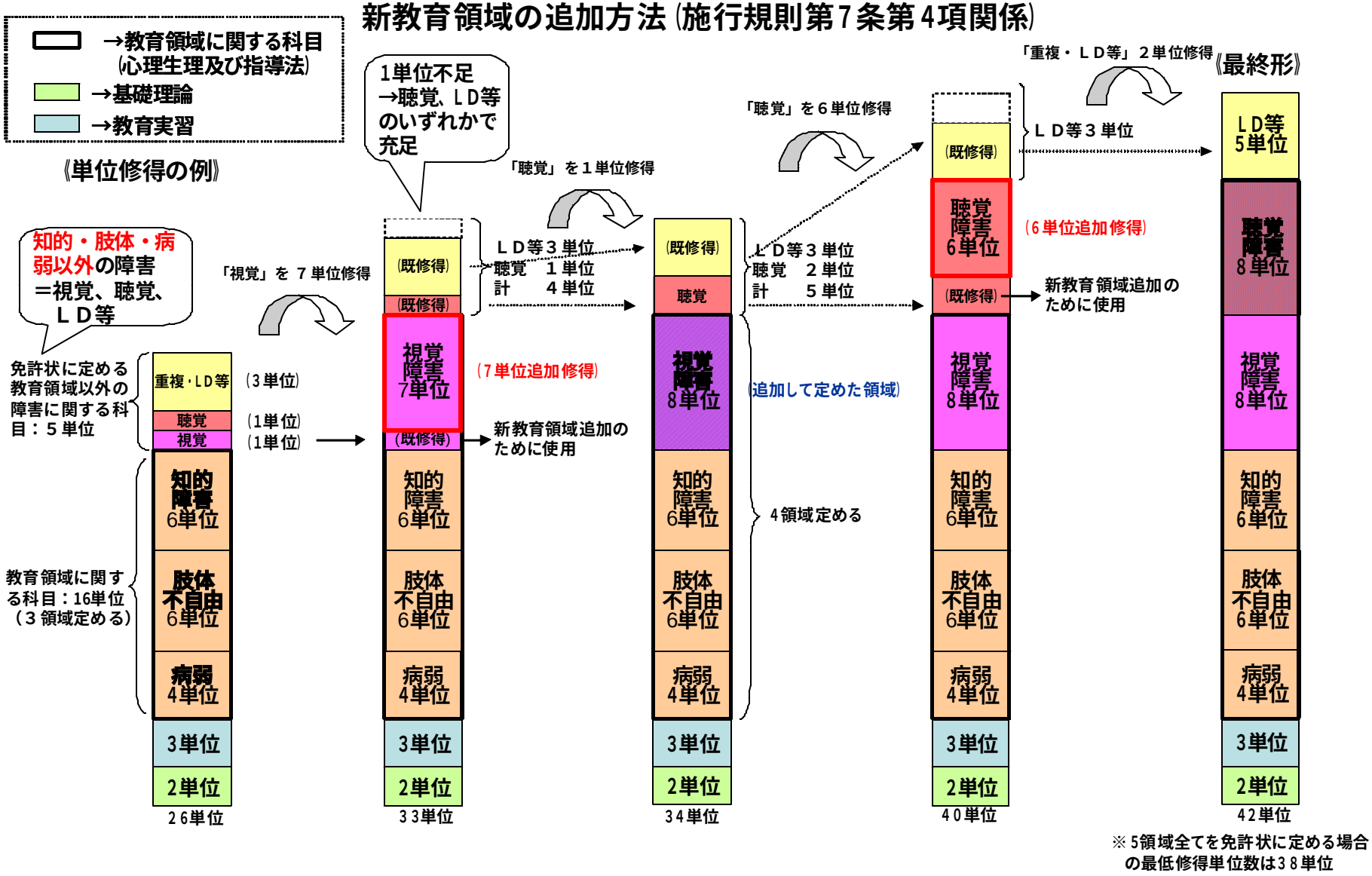

※５領域全てを免許状に定める場合の最低修得単位数は３８単位

［参考］
- 「免許状に定める教育領域以外の障害に関する科目」の中に視覚、聴覚、知的、肢体、病弱について主に学んでいる科目がある場合には、教育領域の追加に使用する。
- 「重複・ＬＤ等」の中に含めることのできる内容は「障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」である。
  ※重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む）、ＬＤ、ＡＤＨＤ　等